清水港港湾計画資料

－　軽易な変更　－

令 和 ６年 ２月

清水港港湾管理者

静　岡　県

目　　次

1　変更理由 …… 1

2　港湾の環境の整備及び保全に関する資料 …… 2

2－1　港湾環境整備施設計画 …… 2

3　土地造成及び土地利用計画に関する資料 …… 3

3－1　土地造成及び土地利用計画の変更 …… 3

3－2　土地利用計画 …… 4

4　環境の保全に関する資料 …… 5

4－1　環境への影響と評価 …… 5

5　その他の資料 …… 6

5－1　静岡県地方港湾審議会委員名簿 …… 6

1 変更理由

1．清水港日の出地区において、海岸（防潮堤）事業と民間開発の連携した緑地整備の見直し、および、静岡市における文化施設の整備に対応するため、土地利用計画を変更する。

2 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

２－１　港湾環境整備施設計画

（１）緑地計画

① 計画変更の必要性

日の出地区では、津波・高潮からの浸水防護を目的とした海岸保全施設と、平時からの市民利用や大型クルーズ船寄港等による交流・賑わい空間の創出を目的とした港湾緑地及び民間商業施設の一体的な整備を進めている。

整備後における一体的な空間利用を可能にするとともに、来訪者等のアクセス機能を確保するため、既存交流厚生用地の一部を新たに緑地として計画する必要がある。

② 今回計画する緑地の規模及び配置

今回計画する緑地の規模及び配置の考え方は、次のとおりである。

表２－１－１　変更する緑地の規模

地区名	区分	面積	計画種類	施設の規模及び配置の考え方
日の出	シンボル緑地	0.1ha	新規計画	既設のシンボル緑地にアクセスする歩行者用通路としての区画を確保し、交流厚生用地南側の臨港道路沿いに配置する。

3　土地造成及び土地利用計画に関する資料

３－１　土地造成及び土地利用計画の変更

（１）土地の造成に係らない土地利用の区分別面積と変更理由

土地の造成に係らない土地利用の区分別面積と変更の理由は、次のとおりである。

表３－１－１　土地の造成に係らない土地利用の区分別面積と変更理由

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用区分	面積(ha)	土地利用区分	面積(ha)	
日の出	交流厚生用地	3.5	交流厚生用地 緑地	3.4 0.1	新たな港湾緑地を整備するため、交流厚生用地の土地利用区分を変更する。
	合計	3.5	合計	3.5	
	港湾関連用地	9.4	港湾関連用地 交流厚生用地	8.4 1.0	新たな文化施設を整備するため、港湾関連用地の土地利用区分を変更する。
	合計	9.4	合計	9.4	

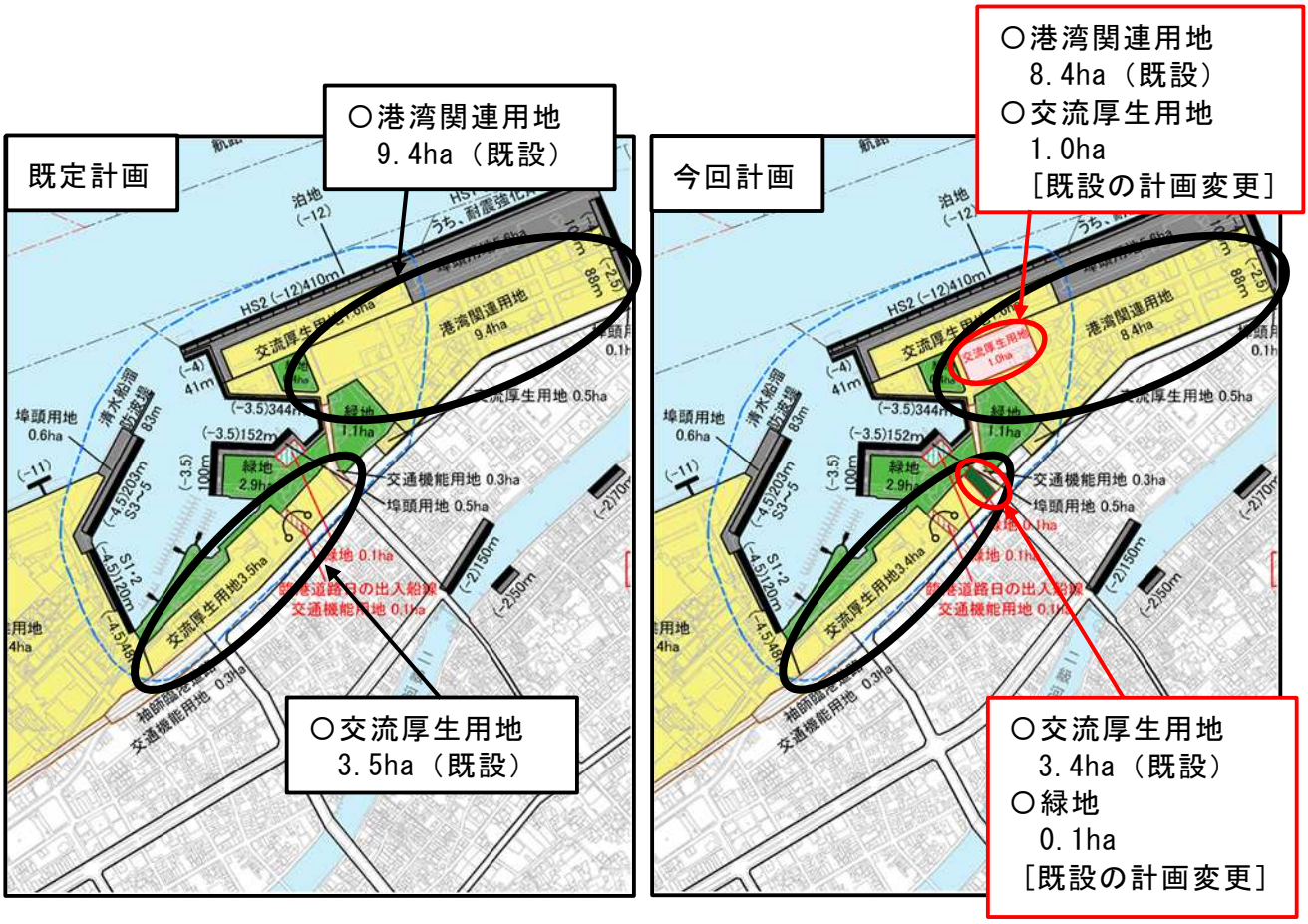

３－２　土地利用計画

土地利用計画は次の通りである。

表３－２－１　変更後の土地利用計画

（単位:ha）

用途／地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	交通機能用地	緑地	合計
日の出	(6.2) 6.2	(8.4) 8.4	(6.5) 6.5	(0.7) 0.7	(4.6) 4.6	(26.4) 26.4

注1:( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注2:端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。
注3:今回の変更に係る地区のみ記載した。

表３－２－２　変更前の土地利用計画

（単位:ha）

用途／地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	交通機能用地	緑地	合計
日の出	(6.2) 6.2	(9.4) 9.4	(5.6) 5.6	(0.7) 0.7	(4.5) 4.5	(26.4) 26.4

注1:( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注2:端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。
注3:今回の変更に係る地区のみ記載した。

4 環境の保全に関する資料

４－１　環境への影響と評価

（１）大気質への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質への影響は、大気質への負荷が著しく増大するものではないことから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

（２）騒音・振動による影響と評価

今回の計画変更に伴う港湾からの発生集中交通量は、著しく増大するものではないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。

（３）生態系への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質への影響は軽微であると予想されることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

（４）総合評価

今回の計画変更に伴う周辺の環境に及ぼす影響について検討した結果、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

5 その他の資料

5－1 静岡県地方港湾審議会委員名簿

委員(20 名)　　令和6年2月2日現在 （敬称略、順不同）

区分	職業又は役職	氏 名
学識経験者 (8 名)	一般財団法人国際臨海開発研究センター調査役	富 田　英 治
	常葉大学名誉教授	重川　希志依
	静岡大学理学部地球科学科准教授	宗 林　留 美
	東京都市大学環境学部環境創生学科准教授	丹羽　由佳理
	株式会社静岡新聞社・静岡放送編集局専任局長兼論説委員長	橋 本　和 之
	静岡県商工会女性部連合会理事	平 野　岳 子
	大阪商業大学総合経営学部商学科教授	松 尾　俊 彦
	東海大学海洋学部海洋理工学科教授	脇 田　和 美
港湾関係者 (6 名)	特定非営利活動法人ヒト・マチ・プロジェクト理事長	清 水　知 子
	一般社団法人日本船主協会	中 井　英 樹
	清水港運協会会長	西 尾　忠 久
	清水水先区水先人会会長	日比野　雅彦
	全日本海員組合静岡支部長	森 本　雷 行
	静岡県漁業協同組合連合会代表理事会長	藪 田　国 之
国の地方 行政機関 の職員 (4 名)	財務省名古屋税関長	柴 田　敬 司
	国土交通省中部地方整備局長	佐 藤　寿 延
	国土交通省中部運輸局長	金 子　正 志
	第三管区海上保安本部清水海上保安部長	戸 田　陽 一
県議会議員 (1 名)	静岡県議会建設委員長	阿 部　卓 也
市町代表者	静岡市長	難 波　喬 司

港　審　第　2　号
令和６年２月２日

静岡県知事　川勝 平太　様

静岡県地方港湾審議会
会長　富田 英治

港湾計画の変更及び港湾の重要事項について（答申）

令和５年 11 月 21 日付け港企第 126 号により諮問のあった下記事項について、原案のとおり適当と認めます。

記

１　清水港港湾計画（軽易な変更）について
２　清水港重要事項（分区の変更）について